

# クリーンウッド法が 施行されました

本年5月20日に、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(通称「クリーンウッド法」)が施行されました。以下では、本法制定の背景を説明した上で、本法の具体的な内容についてご紹介します。

## ① クリーンウッド法制定の背景

平成17年に英国で開催された「G8グリーンイギリスサミット」以降、我が国では、平成18年に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(通称「グリーン購入法」)の基本方針を改定し、政府調達において、合法性が証明された木材・木材製品の調達を推進することとしました。同年には、林野庁が、木材・木材製品の供給者が合法性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項をとりまとめた「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」を策定しました。

これまでの取組により、1万2千以上の事業者が合法木材供給事業者者に認定され、合法性の証明された木材の供給量は増加してきました。他方、近年、米国、EU、豪州が、違法伐採木材の取締りのための法律を導入したことから、主要な木材輸入国である我が国においても、対策を強化すべきとの声が高まってきました。

このような動きを踏まえて、昨年5月に、クリーンウッド法が議員立法により国会で成立しました。

## ② クリーンウッド法の概要

本法では、「事業者」に対して、木材等を利用する際には、合法伐採木材等を利用するよう努力義務を課するとともに、「木材関連事業者」に対しては、取り扱う木材等について合法性の確認等を求めることとしています。木材関連事業者が取り扱う木材等については、国が提供する関連情報等を踏まえて、事業者自らが合法性の判断を行うこととなります。また、合法性の確認等を適切かつ確実に行う木材関連事業者は、国の登録を受けた「登録実施機関」に登録できることとされています(図1)。

## ③ クリーンウッド法の対象

本法では、丸太や製材、合板を取り扱う

事業者のみならず、紙や家具等を取り扱う事業者や、木材を使用する建設業者等も「木材関連事業者」と位置付けており、川上側だけではなく、川下側も法の対象としていることが大きな特徴です。なお、F・I・T制度で認定されている木質バイオマス発電事業も木材関連事業に含まれます(図2)。

また、国内の流通過程で最初に丸太を取り扱う事業(輸入の場合は丸太のみならず木材製品を取り扱う事業も含まれます)は「第一種木材関連事業」、それ以外は「第二種木材関連事業」と区分し、それぞれの区分により、異なる方法で合法性の確認を行うことが求められます。

対象となる木材等の物品は、条文中、「木材」と「木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの」であり、具体的には、丸太、ひき板及び角材等のほか、いす、机、棚等の家具や紙製品、それらの中間製品も含まれます(図3・4)。

## ④ 合法性の確認

合法性の確認については、第一種木材関連事業の場合、「樹種、伐採国、合法性証明書類」などの情報を収集し、国が提供している情報等を踏まえて、自ら判断することとしています。これらの情報により確認ができなかった場合は、更なる情報の収集を図るか、取扱いを止めるか、いずれかの追加的措置を執ることが求められます。

図1

### 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)

- 定義
- ・木材等:木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(リサイクル品を除く。)[2条1項]
  - ・合法伐採木材等:我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(リサイクル品を除く。)[2条2項]

- 国
- 主務大臣
- 流通及び利用の促進に関する基本方針の策定[3条]
  - 木材関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める[6条]
  - 上記事項を勘案して、指導及び助言を行う[7条]
  - 木材関連事業者に対する報告徴収及び立入検査を行う[33条]
- 国の責務[4条]
- 必要な資金の確保
  - 情報の収集及び提供
  - 登録制度の周知
  - 事業者及び国民の理解を深める措置等
- 適切な連携[31条]
- 国際協力の推進[32条]

事業者 ○事業者の責務⇒木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない[5条]。

#### 木材関連事業者

木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売(消費者に対する販売を除く。)をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者[2条3項]

#### 登録木材関連事業者

・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者は、登録により「登録木材関連事業者」という名称を用いることができる[8条、13条1項]。

※登録を受けた者以外が当該名称又はこれと紛らわしい名称を用いた場合は罰則あり[13条2項、37条]。

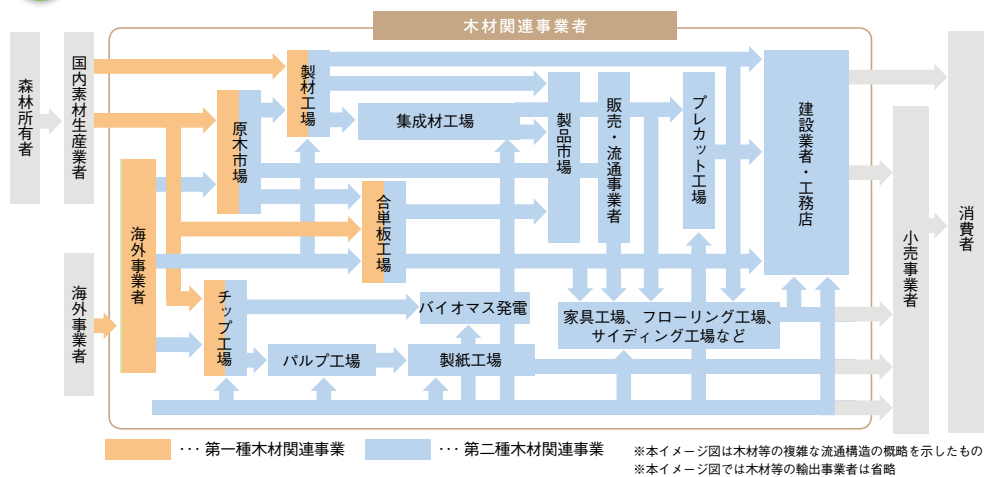
申請

登録

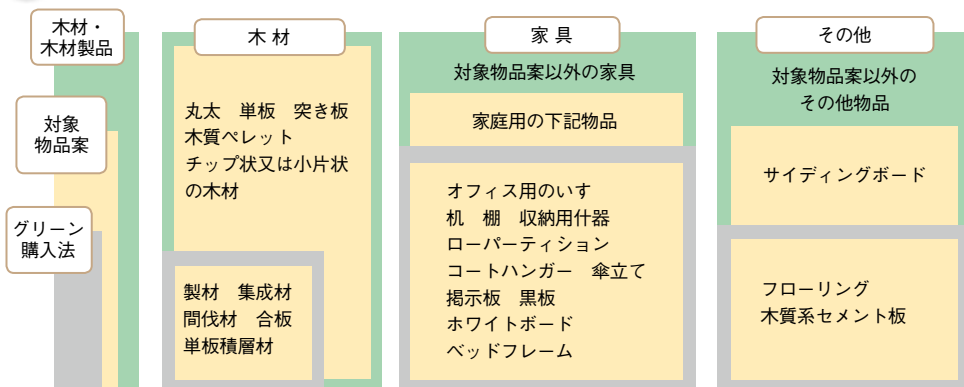
登録実施機関[5章]

※施行日:公布の日から起算して1年を経過した日

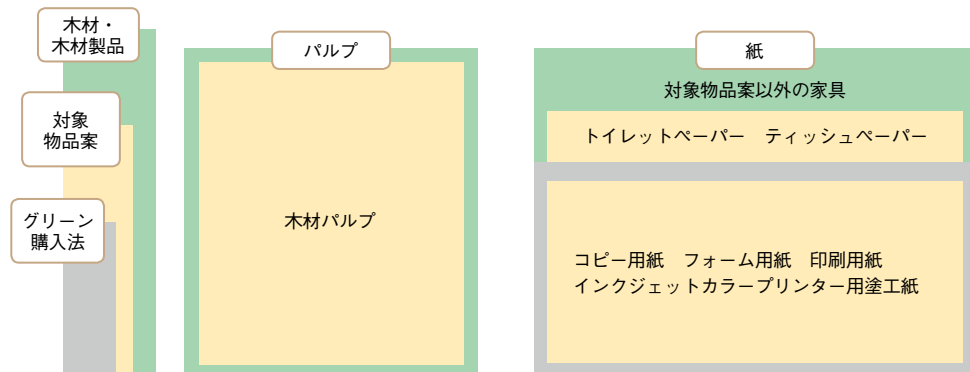
## 木材関連事業者の範囲【2条3項関係】



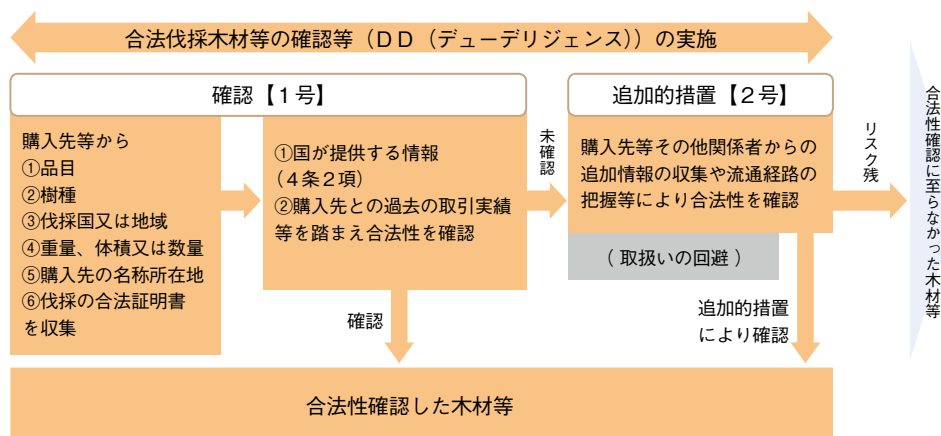
### 対象物品【2条1項関係】



### 対象物品【2条1項関係】



## 合法性確認の方法（川上・第一種木材関連事業）【6条1項関係】



合法性の確認が十分できなかった木材等について流通が禁止されているわけではありませんが、木材関連事業者に対しては、把握できる情報の量や質、リスクの実態の把握状況等を踏まえ、段階的に合法性確認のレベルの向上を求めることとしています(図5)。合法性の確認に至らなかった木材等は、分別管理するとともに、取扱

いを徐々に減少させていくよう購入元への更なる情報提供を求めること等の取組が重要となります。

なお、第二種木材関連事業の場合は、購入元から提示された納品書等に、「合」法性が確認された」こと等が記載されていることで確認できることにしています。

⑤最後に  
本法による取組の成果を挙げるためには、最終消費者である国民の皆様に、合法的に伐採された木材から作られた木材製品について、地域及び地球環境保全の観点から、適切に評価して頂く必要があると考えております。

林野庁としても、合法伐採木材等を使う

意義について、「国民の皆様への普及・啓発を図ることとしております。身の回りで使われる木材・木材製品が「合法的に伐採されたもの」であることが当然のことになるよう、また、そのような自然環境に配慮した木材を積極的に使っていただけるよう、関係者と連携しながら、取組を強化してまいります。